

平成20年4月1日から

「後期高齢者医療制度」が始まります



後期高齢者医療広域連合
シンボルマーク

平成20年4月1日から、現行の「老人保健制度」が廃止され、新しく「後期高齢者医療制度」が始まります。75歳以上の「後期高齢者」の方は、現在加入されている国民健康保険や被用者保険を脱退し、後期高齢者医療制度に加入(移行)することになります。この後期高齢者医療制度は、県内の全市町村が加入する「茨城県後期高齢者医療広域連合」が運営します。

☎ 国保年金課医療福祉係 (☎内線2435)

茨城県後期高齢者医療広域連合 (☎029-309-1212)
(<http://www.ibaraki-kouikirengo.ecnet.jp/>)

□後期高齢者医療制度の医療給付について

平成20年4月からスタートする後期高齢者医療制度の中で、広域連合がどのような医療給付を行うのかを簡単にご説明します。

なお、医療給付にかかる各種申請は、国保年金課窓口で手続きができますのでご安心ください。



●医療機関での医療費の支払いについて

【自己負担割合】

一 般
1割負担

現役並み所得者
3割負担

現在の老人保健制度と同じように、所得に応じて自己負担割合が変わります。平成20年4月の制度施行時は、現在の自己負担割合が継承されます。

●広域連合が行う医療給付について

広域連合が行う給付は次のとおりです。

- ①療養の給付並びに療養費、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、訪問看護療養費、特別療養費および移送費が支給されます。
- ②高額療養費および高額介護合算療養費が支給されます。
- ③葬祭費が支給されます。

●医療費が高額になったとき

同一月内の医療費が高額になったときは、次の自己負担限度額を超えた分が支給されます。

所得の区分	自己負担限度額		
	外来	入院	世帯単位
現役並み所得者	44,400円	80,100円+1% ※1 (44,400円) ※2	80,100円+1% ※1 (44,400円) ※2
一 般	12,000円	44,400円	44,400円
低所得 ※3	8,000円	24,600円	24,600円
		15,000円	15,000円

※1「+1%」は、医療費が26万7000円を超えた場合、超過額の1%が追加負担となります。

※2()内は年4回以上該当した場合の4回目以降の額となります。

※3低所得者Ⅱとは…世帯の全員が住民税非課税の方
低所得者Ⅰとは…世帯の全員が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除(年金の所得は控除額を80万円として計算)を差し引いたときに0円になる方

【計算の仕方】

外来については、同一月内に支払った自己負担額を個人単位で合算して、自己負担限度額を超えた分が支給されます。

入院については、自己負担限度額までで窓口支払となります。また、同一月内の外来と入院の自己負担額を合算して、世帯単位の自己負担限度額を超えた分が支給されます。ただし、入院にかかる食事代および居住費などの自費分は除いて計算されます。

●医療給付の支払い方法について

医療給付については、広域連合から原則として銀行振り込みでお支払いします。